



木造住宅の建築を 支援します

耐久性・耐震性の高い安心して生活できる県産乾燥材を使用した木造住宅の建築をご予定の方、『こうち安心の木に住まいづくり助成事業』（県の支援制度）をご存じですか？

- ・助成金額は、県乾燥材の使用割合に応じて、最高40万2千円まで交付されます。
- ・【主な条件】
 - ・県の地域木造住宅基準および高耐震住宅基準に適合すること。
 - ・県産乾燥材を住宅の構造に50%以上使用すること。
 - ・「住宅金融公庫融資住宅」か「性能保証住宅」もしくは「住宅性能表示制度を利用する住宅」のいずれか。



- ・かの住宅であること。
- ・延べ床面積70平方メートル以上の新築住宅であること。
- ・工事着工前に申込みを行うこと。

【助成額（基本額）】

県乾燥材の使用割合が構造材の50%以上70%未満の場合、延べ床面積1平方メートルあたり2千円。構造材の70%以上の場合延べ床面積1平方メートルあたり3千円。補助対象面積はと

【加算額】

県が指定する「安心の木の住まい団地」へ建築、取得する場合、20万円の団地加算が受けられます。

【問い合わせ先】

- 中央東林業事務所振興課
(☎53・0656)
- 申請書類は、市役所の次の部署にあります。
- ・農政課内 林政課支所
(☎53・1062)
- ・香北支所 業務管理課
(☎59・2315)
- ・物部支所庁舎内 林政課
(☎58・3120)

8月は

「電気安全使用月間」

感電などの電気事故は夏季に集中しています。そのため、8月を「電気使用安全月間」とさだめ、経済産業省主唱のもと、電気使用安全の周知・啓発の街頭キャンペーン、電気安全講習会、電気設備の点検や不良設備の改修促進などの活動を行っています。

【問い合わせ先】

(財)四国電気保安協会山田営業所 (☎52・0514)

保管物件（通貨・証券等）の返還について

税関では、終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした通貨・証券等をお返ししています。ご家族の方でも構いませんので、お心あたりの方は、お問い合わせください。なお、高知税関支署で、8月中旬頃、通貨・証券等をご覧いただける予定です。

【問い合わせ先】

高知税関支署
☎088・832・6131
FAX 088・832・6132
メール kouchi@kobe-customs.go.jp

『美しくまちをつくる、むらをつくる』

写真コンクール

香美市の魅力と美しさ、ここにしかない個性豊かな風景・景観の写真を求めています。ふるってご応募をお願いします。

【主催】

(社)日本建築学会四国支部



【応募要領】

- ・課題「ここにしかない個性豊かな景観とまちづくり・香美市の魅力と美しさ」
- ・対象地域「香美市全域」
- ・応募作品のサイズ「撮影（デジタルカメラ撮影可）した写真と写真への思いのコメントなどをA3版一枚以内にとめてください。
- ・レイアウト、写真の枚数や大きさ、コメントの字数に制限はありません。
- ・応募作品受付「市役所建設都計課まで持参（郵便も可）」
- ・応募締切「平成18年9月15日（金）」

【問い合わせ先】

建設都計課 都市計画係
(☎53・3119)

舟入川ウオーキング & いがだ下り参加者募集

野中兼山によって開かれた舟入川沿いを歩き、史蹟を訪ね、山・川・海のつながり、水の大切さを見直してみませんか。

【日時】

9月23日(土) 8時～受付

【雨天決行】

【集合場所】

森林総合センター内情報交流館(土佐山田町大平)

【募集人員】

・ウオーキング: 150人
(土佐山田町楠目・南国市日吉町の8コースを完歩できる方。小さなお子さんは家族の方が同行してください)



土佐山田史談会に入会しませんか

郷土の歴史・地理・民俗など一緒に勉強しませんか。

【活動内容】

- ・講演・研究発表
- 月1回(13時30分)
- ・歴史講座
- 月2回(19時)
- ・史跡めぐり(年3回)
- ・会費(個人又は家族) 2000円(年間)

【連絡先】

土佐山田史談会事務局
(☎53・1082)

囲碁・将棋大会

交流と親睦を目的に、囲碁・将棋夏期大会を開催します。(参加費無料)

【日時】

8月20日(日) 9時～

【場所・申込先】

ふれあい交流センター(土佐山田町) ☎53・2631

【申込締切】

8月15日(火)

香美市小規模工事等契約希望者登録制度のお知らせ

香美市小規模工事等契約希望者登録制度とは
香美市が発注する小規模な工事および修繕において、市内の事業者が積極的に受注機会の拡大を図ることを目的とするものです。

対象となる契約
小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であり、かつ1件の予算額が50万円未満のもの。

【有効期間】

登録認定日から翌年の3月31日まで

【申込方法】

申込希望者は、次の書類を提出してください。

- 登録申請書
- 市税の納税証明書(申請日において、発行日から3カ月を経過していない滞納のない証明)
- 使用料等の納付済申立書
- および使用料等の納付状況調査承認書
- 必要な資格、許可等の写し

【提出・問い合わせ先】

財政課(☎53・3113)

登録できる者

市内に主たる事業所(住所)を有する法人または個人です。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 市の建設工事等入札